

## 記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。  
 (筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

**【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。**

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わつて親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

**【申請者以外の保護者等】の欄は、次によって記入してください。**

【申請者（保護者等）】の欄に記入した者以外に保護者等がいる場合は記入してください。

**【1】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。**

- ア 「対象となる高校生等」とは、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、認定基準日の翌日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。
- イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- エ 「課程」の欄は、該当する学校の課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

**【2】振込先口座の欄は、次によって記入してください。**

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

**【3】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。**

- ア ①～⑥のうち、該当する1つにチェックしてください。
- イ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、⑤又は⑥の「親権者が存在しない場合」に該当します。

**【4】誓約・委任欄は、次によって記入してください。**

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

## 添付書類

- ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
(例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類  
(例) (家計急変前)課税証明書の写し等  
(家計急変後)会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士や公認会計士が作成した証明書類等
- ウ 保護者等の扶養人数・年齢を確認するための書類  
(例) 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- エ 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等の写し)

※ 以下の書類は、生徒が専攻科に在籍しており、生計維持者全員の年収見込の合算額が住民税所得割264,500円未満相当で、扶養する子等が3人以上いる世帯に該当する場合のみ、追加でご提出ください。

オ 扶養親族申告書

カ 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等の出生の確認書類

※ 世帯区分が「住民税所得割が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当し、かつ、令和7年1月1日以降に新たに生まれた子等がいる場合のみご提出ください。

## 留意事項

- ア 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。